

川崎市職員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の範囲)

第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの
 - (2) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの
 - (3) 法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの
- 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。ただし、職員の身分関係を規定する文書のうち、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないものとして、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(旧姓使用者等の責務)

第3条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民及び職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。また、旧姓の使用を認められた文書等には、原則として統一的に旧姓を使用しなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。

(旧姓使用届)

第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の旧姓使用届は川崎市職員服務規程(昭和35年川崎市訓令第3号)第4条第2項に基づく履歴事項変更届に添えて提出するものとする。

(旧姓使用の中止)

第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を届け出ることはいできない。

(他の任命権者に届け出た者等の取扱い)

第6条 他の任命権者の事務部局において旧姓を使用していた者で職員に任用された者又は新たに職員に採用された者が旧姓を使用するときは、任用又は採用の日以後速やかに旧姓使用届により市長に届け出なければならない。この場合において、第4条第2項の規定は、適用しない。

(会計年度任用職員に係る再度の任用の場合等の取扱い)

第7条 会計年度任用職員のうち旧姓を使用していた者で、地方公務員法第22条の2第4項の規定により任期が更新される時又は前会計年度に引き続き翌会計年度において同一の職種内容の職に任用される時は、引き続き旧姓を使用することができる。

(職員情報システム等による処理)

第8条 この要綱の規定により行うこととされている旧姓使用又は中止の手続について、職員情報システム(職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部が所管するものをいう。以下同じ。)を利用す

ることができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

- 2 この要綱の規定により作成することとされている書類については、職員情報システムにより作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって代えることができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成13年12月31日までの間、旧姓使用届により市長に届け出ることができる。この場合において、第4条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。